

日本貿易振興機構大連事務所委託

委託先：上海市世民律師事務所（キャスト）

## 海外ビジネス緊急支援セミナー

### 金融危機下における企業の実務対応～企業法務編（大連）～

「今やるべきことは？」

#### セミナー要旨及び質疑応答集

場所：大連

日時：2009年4月16日

講師：上海市世民律師事務所 パートナー弁護士：戴 曉龍  
弁護士：王 瑞琿

#### 【 セミナー要旨 】

日系企業が中国で行うビジネス展開においては、債権回収まできちんと検討する必要がありますが、特に2008年秋に始まった世界金融危機における経済活動においてはその債権回収の事前対応・事後対応がより重要な要素になります。

セミナー前半ではこの債権への対応方法について講演しました。

またセミナー後半においては、厳しい経済状況における日系企業事業再編と労務管理の考え方につきまして講演しました。

#### <債権管理に対するポイント>

- 1) 事後＝タイムリーな対応
- 2) 事前＝管理対応

#### 1) 事後

[迅速な対応が必要]

- ・ 弁護士による督促状  
取引相手に対してプレッシャーを与えるとともに、訴訟時効の延期にも役立ちます。
- ・ 取引相手の調査  
会社登記、不動産、車輜、銀行口座などを調査する必要があります。
- ・ 返済合意、返済担保の取得  
できるだけ強制執行できる、回収達成度が高い返済合意、担保設定が必要です。
- ・ 訴訟、仲裁、財産保全の提起  
不動産、車輜、銀行口座などの仮差押えが可能とともに、貸倒損失処理が可能になります。

[ 大連地域における裁判所の区分 ]

中級人民法院と基層人民法院に分類され、訴訟内容により扱い裁判所が違います。

## 2) 事前

### [事前管理体制]

- ・事前リスク管理  
取引相手の信用調査、会社登記データ、財産調査、訪問調査などを定期的に行う必要があります。
- ・契約リスク管理  
基本契約と個別契約を併用して契約することが望ましいです。
- ・担保設定  
可能な限り 手付金、抵当、保障、質などの担保設定が望ましいです。  
各担保設定には設定内容による法的ルールが存在しますので、各条件を考慮、検討して担保設定する必要があります。

### [抗弁権]

- ・売掛金の管理体制など、事前管理体制と併用して損失拡大リスクを回避するために抗弁権を行使することが可能ですが、行使不当の場合は違約リスクが発生するので注意が必要。

## <事業再編と労務管理>

### 1) 事業再編＝撤退、合併

### 2) 労務管理＝人員削減、自宅待機、行政補助

#### 1) 事業再編

##### [撤退]

- ・出資持分譲渡、解散清算、破産の形態がありますが、今までの外資優遇措置（企業所得税の二免三減、輸入免税措置）、債務超過、従業員問題、過去の経営の問題などについて注意する必要があります。

##### [合併]

- ・吸収合併と新設合併の2つの方法があります。

#### 2) 労務管理

##### [人員削減]

- ・合意解除、リストラ、会社による個別解除の方法があります。  
合意解除においても、法的経済補償金＋プレミアムが必要になります。  
リストラの法的条件を整理把握し、告知期間を考慮して対応する必要があります。  
個別解除におきましても法的条件、告知期間を考慮して対応する必要があります。

##### [自宅待機]

- ・自宅待機中の賃金基準に注意する必要があります。

〔行政補助〕

- ・「困難企業」の認定を得た時には社会保険費用などの補助が受けられます。

## 質疑応答集（事前質問回答）

Q 1 : ①取引先企業の信用調査(決算内容等)、たとえばD&Bレポートは費用がかかるので頻りに行うことができません。安くて簡単な調査方法はありますか？

②売掛債権の保全のためのよい方法はありますか？日本ではファクタリングという債権保証する商品がありますが、中国にはありますか？

A 1 : ①弁護士を通じ、工商局より取引先企業の年次報告書を入手することができます。

②中国でも一部の銀行が債権譲渡を引き受けています。

Q 2 : 会社を撤退する。会社を休眠させる。以上の選択肢の中での対政府の注意事項。対労務契約上の注意事項。

A 2 : 中国では会社登記において休眠という概念はありません。6ヶ月を超える事業の中断は、行政処罰の対象となることも可能性として考えられます。事業をいったん中断するときには、従業員の解約スケジュールなど、事前に労働局に意見聴取することをお勧めします。

Q 3 : 最近、手形による支払いを要求してくる取引先が多くなりました。

①中国における手形取引の現状、手形取引によるリスクについてお教え下さい。

②現時点での債権回収リスク回避策として最適な方法は何でしょうか？

③企業の信用情報を入手する方法はありますか？

A 3 : ①手形にはいくつかの種類の手形がありますが、不渡りのリスクは存在します。銀行の約束手形と銀行の為替手形は比較的にリスクが少ないです。

②取引の最適な方法は前受け金などの対応が望ましいです。

③企業の信用調査は中国4大銀行の傘下の信用調査機関でも行えますし、先方地域の弁護士事務所でも可能です。

Q 4 : 労働契約終止（08年第一回契約者・勤続10年未満）の期限到来を機に約半数（35名）を下期にて雇い止めする（1ヶ月前通知+経済補償金2ヶ月払）。大連市通知によると、このケースでも契約途中解除と同じ労働局へのリストラ報告（承認？）が必要と求められ、当局・弁護士ごとに見解が大きく異なり当惑。もっとも順当な方策を聞きたい。

A 4 : 労働局への事前意見聴取が望ましいです。労働契約法に書かれている通り、1ヶ月前の通知と経済保障金2ヶ月分の支払いで良いと考えます。新しい法令は聞いたことがありません。

Q 5 : 債権回収、与信管理：中国で信用調査の信憑性がどの程度あるのでしょうか。特に財務、決算情報については上場企業が正しいのかもしれませんが、中小企業及び非上場企業では、複数の決算書を持っている様な話も聞きます。また、売掛金の未回収部分について、訴訟を起こしても、とある中国の地方では、その会社が裁判所を通じて

いるのか、他の訴訟案件が解決するまで指し止め状態とする、と言われて既に1年以上経過しているような場合もあり、他の対抗措置はあるものなのでしょうか。

A 5. はっきり言って、中国の信用調査に関しての信憑性は日本のそれと比べられるものではありません。単なる参考にしかありません。税務申告用の決算書が入手可能ならば、これが最も信用できるものでしょう。管轄裁判所に関しては、取引契約の中で、我々の地元の裁判所と明記すれば、上記の懸念は不要となります。

Q 6. 労働契約法に基づいて解約、解雇、帰休、給料カットなどについて説明して頂きたい。

A 6. 合意解約、会社都合の解約、リストラなど、解約理由を問わず、勤務年数に応じて経済保障金が必要となります。

給料の変更は本人の合意、契約書の変更が必要になります。

以上